令和7年3月3日

入札説明書に関する質問への回答

令和7年2月27日までに受け付けた質問に対して回答します。

Ｎｏ．	ページ	章	番号	項（ ）	大項目 ｶﾀｶﾅ	小項目 (ｶﾀｶﾅ)	大項目 ﾛｰﾏ字	その他	質　　問	回答
001	008	第４	2	(3)	カ				一般競争入札参加要件確認基準日 から起算して過去 15 年間に、 軟弱地盤処理工事（請負金額 １０ 億円（消費税及び地方消費税 相当額を含む。 以上 ）の 土木一式工事の元請（共同企業体の構成員である場合にあっては、出資比率が 20 パーセント以上のものに限る。）としての施工実績を有する者であること。 以上について、 1.軟弱地盤処理工事を主とする10億円以上の工事でないと認められないのか。 2.または10億円以上の土木工事の中で軟弱地盤処理工事が含まれていれば認められるのか。 　その場合、軟弱地盤処理工事が10億円以上であることの証明が必要か。 ご教示よろしくお願いいたします。	１件の工事の中に工種がいくつかあり、その中に軟弱地盤処理工事が含まれている場合、軟弱地盤処理工事に係る請負金額が10億円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）以上のものと解釈してください。また、契約書、設計図書、発注者の証明等の添付をお願いします。 なお、資料については、最終変更契約時のものを添付するようお願いします。
002	009	第４	2	(3)	キ	（イ）			カ に規定する要件を満たす工事に従事した経験（当該工事の工期の２分の１以上を占め、カ に規定する内容を施工する期間従事した経験に限る。） 上記（質問No.1）について、 上記2.で質問した「10億円以上の軟弱地盤処理工事が含まれる土木工事」が認められる場合、工事工程表と従事した期間を明示することで従事経験を証明できると考えてよろしいでしょうか。 ご教示よろしくお願いいたします。	御理解のとおりです。
003	008	第４	2	(3)	カ				施工実績として「 軟弱地盤処理工事（請負金額 １０ 億円（消費税及び地方消費税 相当額を含む。 以上 ）の 土木一式工事」とありますが、これは以下の①から⑤のどの解釈が正しいでしょうか。ご教示下さい。 ①１件の工事において、工種が軟弱地盤処理工事のみ、且つ、請負金額が10億円以上のもの ②１件の工事において、工種がいくつかある中で軟弱地盤処理工事が主たる工種であり、且つ、軟弱地盤処理工事に係る請負金額が10億円以上のもの ③１件の工事において、工種がいくつかある中で軟弱地盤処理工事が主たる工種であり、且つ、工事全体の請負金額が10億円以上のもの ④１件の工事において、工種がいくつかある中に軟弱地盤処理工事が含まれており、且つ、軟弱地盤処理工事に係る請負金額が10億円以上のもの ⑤１件の工事において、工種がいくつかある中に軟弱地盤処理工事が含まれており、且つ、工事全体の請負金額が10億円以上のもの	①②④と解釈してください。 なお、④が①と②を包含しているので、一つだけ選ぶのであれば、④になります。
004	008	第４	2	(3)	カ				上記質問NO.3で②③④の回答である場合、内容の証明のためには工事費内訳書等を添付すればよろしいでしょうか。ご教示下さい。	様式6-3のとおり、契約書、設計図書、発注者の証明等が必要ですが、それでも不明な場合、10億円以上であることが客観的に判断できる資料（発注者の金入り設計書、下請け契約書等）の添付をお願いします。 なお、資料については、最終変更契約時のものを添付するようお願いします。
005	009	第４	2	(3)	コ				主任技術者の専任期間は、開札日からでしょうか？　契約日からでしょうか？	監理技術者又は主任技術者の専任期間は、工事の着工日から工事の竣工日までの期間になります。また、工事の着工日から工事の竣工日まで監理技術者又は主任技術者を置く旨を設計図書に記載してください。
006	009	第４	2	(3)	コ				主任技術者は、「設計の期間中」も専任が必要でしょうか？	必要ありません。
007	007	第４	2	(2)					設計業務の会社に対する出資比率の決まりはございますでしょうか。ご教示願います。	設計業務の会社に対する出資比率の定めはありません。
008	008	第４	2	(3)	カ				工事実績について、軟弱地盤処理工事（請負金額10億円以上）とは軟弱地盤処理工事を含む土木一式工事の請負金額が10億円以上でしょうか。それとも請負金額の内、軟弱地盤処理工事の内訳金額が10億円以上でしょうか。ご教示願います。また内訳金額の場合、証明資料はどのようにすればよろしいでしょうか。ご教示願います。	No. 1 及びNo. 4 の回答のとおりです。
009	008	第４	2	(3)					構成員の出資比率の最小限度について、工事業務を実施する構成員が２者の場合は全体（設計業務を含む）の30%以上とありますが、この30%以上というのは工事業者が対象であり設計業者は対象外という考えでよろしいでしょうか。 例えば総額が60億円として、工事業務の代表企業が41.4億円（69%）、構成員が18億円（30%）、設計業者が0.6億円（1.0%）という考え方は問題ないでしょうか。ご教示願います。	問題ありません。
010	006	第４	1						申請・入札・契約に関して 愛媛県に対する令和５・６年度入札参加資格申請及び特定調達契約に係る参加申請等は、代表者の代表取締役社長名で申請していますが、申請様式の中の「入札・契約等に係る権限を委任する支店・営業所等」で代表取締役社長から四国支店長に委任する旨を記載し、委任状も提出しています。（但し愛媛県からの各種「結果通知書」は代表取締役社長宛で通知されています。） つきましては、本件の申請書（JV協定書含む）・入札書・契約書等の一連の書類の代表者を受任者である四国支店長名ですることを考えていますが問題ないでしょうか。ご教示願います。	問題ありません。
011										
012										
013										
014										
015										
016										
017										
018										
019										
020										